

# 長期優良住宅認定手続きの手数料について

新潟市 建築部 建築行政課

## ● 認定申請手数料（第5条） 【表1】

区分	延べ面積・ 住棟の総戸数	認定申請手数料（円／棟）				
		市へ直接申請をする場合		登録住宅性能評価機関による 事前審査を受けた場合		
				技術的審査を受けた場合 (適合証を添付した場合)		住宅性能評価書を 添付した場合
		新築	増築・改築	新築	増築・改築	新築のみ
戸建住宅	100m <sup>2</sup> 以内	48,800	62,300	7,600	9,700	17,000
	100m <sup>2</sup> 超 200m <sup>2</sup> 以内	76,900	99,700			
	200m <sup>2</sup> 超	104,600	136,600			
共同住宅 ※	2戸～5戸	111,900	147,600	16,500	20,600	60,500
	6戸～10戸	176,500	233,600	26,000	33,200	95,100
	11戸～25戸	344,600	457,400	35,400	45,800	176,000
	26戸～50戸	613,800	815,800	62,500	81,900	299,200
	51戸～100戸	1,052,200	1,399,300	104,400	137,700	458,600
	101戸～200戸	1,943,200	2,585,200	169,400	224,100	831,900
	201戸～300戸	2,774,600	3,692,000	207,300	274,600	1,132,900
301戸～	3,398,000	4,521,800	220,800	292,600	1,369,900	

## ● 変更認定申請手数料（第8条） 【表2】

区分	延べ面積・ 住棟の総戸数	認定申請手数料（円／棟）				
		市へ直接申請をする場合		登録住宅性能評価機関による 事前審査を受けた場合		
				技術的審査を受けた場合 (適合証を添付した場合)		住宅性能評価書を添 付した場合
		新築	増築・改築	新築	増築・改築	新築のみ
戸建住宅	100m <sup>2</sup> 以内	24,400	31,100	3,800	4,800	8,500
	100m <sup>2</sup> 超 200m <sup>2</sup> 以内	38,400	49,800			
	200m <sup>2</sup> 超	52,300	68,300			
共同住宅 ※	2戸～5戸	55,900	73,800	8,200	10,300	30,200
	6戸～10戸	88,200	116,800	13,000	16,600	47,500
	11戸～25戸	172,300	228,700	17,700	22,900	88,000
	26戸～50戸	306,900	407,900	31,200	40,900	149,600
	51戸～100戸	526,100	699,600	52,200	68,800	229,300
	101戸～200戸	971,600	1,292,600	84,700	112,000	415,900
	201戸～300戸	1,387,300	1,846,000	103,600	137,300	566,400
301戸～	1,699,000	2,260,900	110,400	146,300	684,900	

※共同住宅の認定は住戸単位となるため、1申請（1戸）当りの認定申請手数料は、棟単位の手数料を、同時に申請する戸数で除した金額（100円未満切り捨て）となります。

注）戸建住宅には併用住宅を含みます。

注）適合証とは、長期優良住宅の認定基準に適合していることを住宅性能評価機関が証する書類をいいます。

注）住宅性能評価書は「長期使用構造等とするための措置」に規定される各等級が確認できるものに限ります。

● 譲受人の決定の場合の変更認定申請手数料（第9条）及び  
地位の承継の承認申請手数料（第10条） 【表3】

申請の種類	認定・承認申請手数料（円/戸）
譲受人の決定の場合の変更認定申請（第9条）	2,400
地位の承継の承認申請（第10条）	2,400

● 建築確認同時申請（みなし確認申請）加算手数料（第6条第2項） 【表4】

延べ面積	確認申請手数料（円）
～ 30m <sup>2</sup> 以内	10,000
30m <sup>2</sup> 超 ～ 100m <sup>2</sup> 以内	18,000
100m <sup>2</sup> 超 ～ 200m <sup>2</sup> 以内	28,000
200m <sup>2</sup> 超 ～ 500m <sup>2</sup> 以内	38,000
500m <sup>2</sup> 超 ～ 1,000m <sup>2</sup> 以内	68,000
1,000m <sup>2</sup> 超 ～ 2,000m <sup>2</sup> 以内	96,000
2,000m <sup>2</sup> 超 ～ 10,000m <sup>2</sup> 以内	210,000
10,000m <sup>2</sup> 超 ～ 50,000m <sup>2</sup> 以内	360,000
50,000m <sup>2</sup> 超 ～	660,000

注) 認定申請に併せて、建築関係規定の確認申請の申出をした場合、その申出に係る建築物ごとに、

【表1】の認定申請手数料に上記表の確認申請手数料が加算されます。

注) 変更認定申請の場合も同様に、【表2】の変更認定手数料に変更確認申請手数料が加算されます。

○ 手数料算定例（登録住宅性能評価機関から適合証の交付を受けた場合）

